平成２４年（フ）第１３５９号
京都市南区唐橋平垣町24番地　八条市営住宅７棟207号
債務者　和田　繁子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２２号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地10―109
債務者　鈴木　英二
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０８号
兵庫県西宮市枝川町２番136―106号、前住所大阪府枚方市招提中町１丁目43番35号
債務者　坂倉さとの
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２４号
奈良市高天町14番地　アンジュ高天202号、住民票上の住所奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目14番地２
債務者　山本　圭子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
鳥取県鳥取市良田60番地６
債務者　田中　英子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市今町１丁目207番地、旧住所鳥取県鳥取市古海818番地３
債務者　岸本　幸夫
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６９号
愛媛県松山市西石井６丁目13番８号
債務者　沖田　聡美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７１号
愛媛県松山市小坂５丁目10番４号　東山荘102号
債務者　藤﨑　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７７号
愛媛県伊予市下吾川577番地４
債務者　河本　健児
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８６号
愛媛県松山市東山町74番地３　カーサなんよ103号
債務者　竹村　照代
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
福岡県築上郡築上町大字高塚708番地
債務者　田原　　十
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
熊本市中央区帯山６丁目１番69号　ツイン45Ａ―２
債務者　大重俊太郎
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４１号
熊本市北区飛田３丁目10番47号　ボヌール103、前住所熊本市北区大窪５丁目５番９―401号　２Ｃ―３
債務者　宮崎　一也
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６５５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目５番11―203号　神山ハイツⅡ、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2335番地７　むさしハイツⅠ203号
債務者　元田　康雄
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６９号
熊本市東区沼山津３丁目８番70号　秋津グリーンプラザⅢ106
債務者　玉田枝里子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７３号
熊本市北区龍田町弓削454番地１　パルテノン壱番館103
債務者　植村さつき
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８０号
茨城県取手市野々井1090番地30
債務者　青木　佑子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係